

JIS

蛍光灯器具のエネルギー消費効率及び 固有エネルギー消費効率の算出方法

JIS C 8020 : 2012

(JLA/JSA)

平成 24 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	岩本 佐利	一般社団法人日本電機工業会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長田 明彦	社団法人日本配線器具工業会
	熊田 重紀子	東京大学
	佐々木 喜七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	島田 敏男	社団法人電気学会
	下川 英男	社団法人電気設備学会
	鈴木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	豊馬 誠	電気事業連合会
	中根 育朗	社団法人電池工業会
	中村 禎之	一般社団法人日本電機工業会
	原田 真昭	社団法人日本電線工業会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田 育男	IEC/ACOS 専門委員 (IDEC 株式会社)
	山田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.6.20 改正：平成 24.3.21

官 報 公 示：平成 24.3.21

原 案 作 成 者：社団法人日本照明器具工業会

(〒110-0005 東京都台東区上野 3-2-1 TEL 03-3833-5747)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 蛍光灯器具の選定	3
5 蛍光灯器具のエネルギー消費効率 (<i>FLE</i>) の算出	3
5.1 測定方法	3
5.2 温度補正係数	4
5.3 蛍光灯器具のエネルギー消費効率の計算方法	4
6 蛍光灯器具の固有エネルギー消費効率 (<i>LER</i>) の算出	4
6.1 測定方法	4
6.2 蛍光灯器具の固有エネルギー消費効率 (<i>LER</i>) の計算方法	5
附属書 1 (規定) 家庭用蛍光灯器具の簡易測定方法	7
附属書 2 (規定) 蛍光灯ランプの温度補正係数	8
解 説	30

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本照明器具工業会（JLA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 8020:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

蛍光灯器具のエネルギー消費効率及び 固有エネルギー消費効率の算出方法

Method of calculation on fluorescent luminaire efficacy and fluorescent luminaire efficacy rating

序文

この規格は、2005年に制定された後、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正、新しい蛍光灯ランプの開発、一部の蛍光灯ランプ品種における特性の変更などに対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、一般照明用蛍光灯器具のエネルギー消費効率及び固有エネルギー消費効率の算出方法について規定する。ここでいう一般照明用蛍光灯器具（以下、蛍光灯器具という。）とは、**JIS C 7601**に規定する蛍光灯ランプ又はこれと同等な蛍光灯ランプを光源とする蛍光灯器具で、次の使用環境で使われるものを除く。

- a) 周囲温度が常時、特に高温又は低温の場所で使用する蛍光灯器具。
- b) 粉じんの多い場所で使用する蛍光灯器具。
- c) 腐食性ガスなどがある場所で使用する蛍光灯器具。
- d) 可燃性ガスなどがある場所で使用する蛍光灯器具。
- e) 振動の激しい場所で使用する蛍光灯器具。
- f) 水中に没して使用する蛍光灯器具。

また、**JIS C 7601**に規定する蛍光灯ランプ又はこれと同等な蛍光灯ランプを光源とする蛍光灯器具で、次の用途で使われるものを除く。

- g) 乗り物用の照明器具及び信号灯。
- h) 建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯。
- i) 航空機の離着陸のための照明器具及び航空障害灯器具。
- j) 医療用照明器具。
- k) 機械、家具などに組み込む目的で作られた照明器具。
- l) 舞台照明用、テレビ撮影用、映画撮影用及び写真スタジオ用の照明器具。
- m) 道路、トンネル及び街路照明器具。

注記 1 エネルギー消費効率は、従来から用いられてきた内蔵する蛍光灯ランプの全光束から求める lm/W 表示に対応するものであり、固有エネルギー消費効率は、近年急速に普及している LED 照明器具との比較化を考慮し、蛍光灯器具から放射される全光束から求める lm/W 表示に対応するものである。